

注意点及び H29 年度事業からの変更点

1. 補助限度額の変更について

長寿命型(長期優良住宅)、高度省エネ型(認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅、ゼロ・エネルギー住宅)の1戸あたりの補助限度額は、以下の通りです。

	長寿命型	高度省エネ型		
	長期優良住宅	認定低炭素住宅	性能向上計画認定住宅	ゼロ・エネルギー住宅
4戸以上※	100万円	100万円	100万円	125万円
3戸以下※	110万円	110万円	110万円	140万円

※平成27・28・29年度の3年間の地域型住宅グリーン化事業の長期優良住宅の補助金活用実績の合計

(1)長寿命型(長期優良住宅)

平成 27・28・29 年度の 3 年間の地域型住宅グリーン化事業の長期優良住宅の補助金活用実績の合計が

- ・4 戸以上の施工事業者の場合は 1 戸あたり 100 万円。
- ・3 戸以下の施工事業者の場合は 1 戸あたり 110 万円。

(2)高度省エネ型(認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅)

平成 27・28・29 年度の 3 年間の地域型住宅グリーン化事業の認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅及びゼロ・エネルギー住宅の補助金活用実績の合計が

- ・4 戸以上の施工事業者の場合は 1 戸あたり 100 万円。
- ・3 戸以下の施工事業者場合は 1 戸あたり 110 万円。

(3)高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)

平成 27・28・29 年度の 3 年間の地域型住宅グリーン化事業のゼロ・エネルギー住宅の補助金活用実績の合計が

- ・4 戸以上の施工事業者の場合は 1 戸あたり 125 万円。
- ・3 戸以下の施工事業者の場合は 1 戸あたり 140 万円。

2. 施工事業者1社が受けられる補助金の上限

施工事業者1社への補助の配分が戸数から補助金額に変わります。

補助金活用実績	長寿命型		高度省エネ型(合計)	
	3戸以下	4戸以上	3戸以下	4戸以上
上限額	770万円	700万円	280万円	250万円
上記に加えて三世代同居 加算の適用を受ける住宅 を建てる場合	1,100万円	1,000万円	420万円	375万円

※地域材加算及び三世代同居加算は別途加算できるものとします。

3. 働き方改革に向けた取組

働き方改革等を推進するため、グループの共通ルールとして

- ①「週休2日制導入の取組」
- ②「技能や経験にふさわしい処遇の実現に向けた取組」
- ③「社会保険への加入」
- ④「建設工事従事者の安全及び健康の確保のための取組」

を定めた場合にその旨を記載できるようにします。

4. グループ事務局から個別の住宅への補助額の振り分けについて

個別の住宅に対する補助金は、採択されたグループに対して割り当てられた配分額をもとに、補助限度額を上限に、構成員である施工事業者に割り当てていただきますが、グループに対して割り当てられた配分額が要望額を下回る場合、グループ内で補助対象となる木造住宅及び個別の住宅に対する補助金の額を設定して補助対象戸数を増やすことができるようにします。ただし、1戸当たりの補助金の額は50万円を下限とします。